明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令（二七〇）　二
○道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二七一）　二
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（二七二）　二
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二七三）　二

〔告　示〕
○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（**国家公安委**三七）　三
○郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件（**金融庁・総務**一）　三
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（**総務**二五二）　四
○消防法第十六条の四第二項に規定する指定講習機関を指定する件（**同**二五三）　四
○除籍が滅失した件（**法務**二六八）　四
○日本国に帰化を許可する件（**同**二六九）　四
○ベトナム国立歴史博物館における文化遺産保存・修復能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二六六）　四
○ドゥリケル病院外傷・救急センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二六七）　四
○シンド州洪水被災地域における教育施設改修計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二六八）　五
○気象ドップラーレーダーシステム整備計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二六九）　六
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二七〇）　六
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十一条に基づき、特定社会基盤事業者の指定を解除する告示（**経済産業**一四三）　六
○石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条第一項の規定に基づき、特定石油精製業者等を指定する告示（**同**一四四）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一一二七、一一二八）　七
○都市計画に関する件（**東北地方整備局**五六）　七

〔人事異動〕
内閣　消費者庁　新潟県　山口県　七

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（群馬労働局最低賃金公示一）　八

〔公　告〕
諸　事　項
官庁
証票無効関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令（政令第二七〇号）（内閣官房）

1　国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第四五条の二第三項の政令で定める事項について、一般職試験のうち大卒程度の者に行うものにより確保すべき人材に関する事項に、「一般的な教養」を規定することとした。また、海上保安学校学生採用試験により確保すべき人材に関する事項から、「物理」を削除することとした。（別表関係）

2　この政令は、令和六年一二月一日から施行することとした。

◇道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二七一号）（警察庁）

道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三四号）附則第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年一二月一日とすることとした。

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第二七二号）（警察庁）

1　自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等を自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為に加えることとした。（第四一条の三関係）

2　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三四号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一二月一日）から施行することとした。

◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二七三号）（国土交通省）

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は令和六年一一月一日とすることとした。